

大和市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則及び大和市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第23号

大和市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則及び大和市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

(大和市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年大和市規則第23号)の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「政令」を「次条において「政令」に改め、「平成24年厚生労働省令第29号」の次に「。次条において「基準」という。」を加える。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「基準」の次に「において使用する用語」を加える。

第3条第1項中「指定障害児相談支援事業所指定申請書」を「指定障害児相談支援事業者指定申請書」に改め、同条第2項中「指定障害児相談支援事業所指定通知書」を「指定障害児相談支援事業者指定通知書」に、「指定障害児相談支援事業所不指定通知書」を「指定障害児相談支援事業者不指定通知書」に改める。

第6条第1項中「指定障害児相談支援事業所指定更新申請書」を「指定障害児相談支援事業者指定更新申請書」に改め、同条第2項中「指定障害児相談支援事業所指定通知書」を「指定障害児相談支援事業者指定通知書」に、「指定障害児相談支援事業所不指定通知書」を「指定障害児相談支援事業者不指定通知書」に改める。

第7条第2号中「事業所に係る指定の申請者」を「指定障害児相談支援事業者」に改める。

第8条第2号中「指定障害児相談支援事業所」を「障害児相談支援事業所」に改め、同条第3号中「当該事業所の指定の申請者」を「指定障害児相談支援事業者」に改める。

別表様式の名称の欄中「指定障害児相談支援事業所指定申請書」を「指定障害児相談支援事業者指定申請書」に、「指定障害児相談支援事業所指定通知書」を「指定障害児相談支援事業者指定通知書」に、「指定障害児相談支援事業所不指定通知書」を「指定障害児相談支援事業者不指定通知書」に、「指定障害児相談支援事業所指定更新申請書」を「指定障害児相談支援事業者指定更新申請書」に改める。

(大和市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市指定特定相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「政令」を「次条において「政令」に、「以下「基準」を「次条において「基準」に改める。

第2条中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「基準」の次に「において使用する用語」を加える。

第3条第1項中「指定特定相談支援事業所指定申請書」を「指定特定相談支援事業者指定申請書」に改め、同条第2項中「指定特定相談支援事業所指定通知書」を「指定特定相談支援事業者指定通知書」に、「指定特定相談支援事業所不指定通知書」を「指定特定相談支援事業者不指定通知書」に改める。

第6条第1項中「指定特定相談支援事業所指定更新申請書」を「指定特定相談支援事業者指定更新申請書」に改め、同条第2項中「指定特定相談支援事業所指定通知書」を「指定特定相談支援事業者指定通知書」に、「指定特定相談支援事業所不指定通知書」を「指定特定相談支援事業者不指定通知書」に改める。

第7条第2号中「事業所に係る指定の申請者」を「指定特定相談支援事業者」に改める。

第8条第2号中「指定特定相談支援事業所」を「特定相談支援事業所」に改め、同条第3号中「当該事業所の指定の申請者」を「指定特定相談支援事業者」に改める。

別表様式の名称の欄中「指定特定相談支援事業所指定申請書」を「指定特定相談支援事業者指定申請書」に、「指定特定相談支援事業所指定通知書」を「指定特定相談支援事業者指定通知書」に、「指定特定相談支援事業所不指定通知書」を「指定特定相談支援事業者不指定通知書」に、「指定特定相談支援事業所指定更新申請書」を「指定特定相談支援事業者指定更新申請書」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に第1条及び第2条の規定による改正前のそれぞれの規則の規定によりなされている申請、指定その他の行為は、第1条及び第2条の規定による改正後のそれぞれの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使

用することができる。